
鳥取県立博物館運営方針

令和6年8月
鳥取県立博物館

目 次

1	県博の果たすべき役割	1
2	取組の方向性	2
3	必要な機能と事業計画	4
3-1	収集・保存	4
3-2	調査研究	5
3-3	展示活動	5
3-4	学習支援	6
3-5	県民・地域との連携	7
別紙	鳥取県立博物館が所蔵する国指定文化財等	9

鳥取県立博物館運営方針

鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は、昭和47年の開館後50年以上が経過し、施設・設備の老朽化と収蔵庫の狭隘化等の課題を抱えていることから、この対応として、自然史、歴史・民俗、美術の3分野のうち美術分野を新美術館へ独立させ、現施設は必要な改修を加えた上で、継続して使用していく方針としている。

県博の改修整備に向けては、平成30年6月に「鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）」を策定し、令和5年8月から「博物館改修整備基本方針」の策定に向けて、「館運営」と「施設改修」を一体的に検討してきた。

しかし、「施設改修」については、令和6年1月に能登半島地震が発生し、1月31に開催された第2回県有施設・資産有効活用戦略会議において、「多くの県民が利用する施設であり、能登半島地震も踏まえ、早急な耐震改修が必要」である等として、老朽化設備等の改修や改修後の運営体制の検討とは切り離して、「従来型手法（県直営）により耐震改修を行うこと」が決定した。

併せて、耐震改修以降の博物館の運営にかかる民間活力の導入検討については、『令和11年度指定管理施設一斉更新に向けた公の施設のあり方検討』の中で実施すること」も決定した。

このことから、これまで一体的に検討してきた「館運営」と「施設改修」を分離して検討することとなり、このたび策定する運営方針「以下「運営方針」という。」は、間近に迫った令和7年度からの美術分野移転後の運営と『令和11年度の指定管理施設一斉更新に向けた公の施設のあり方検討』に向けて、これまでの登録博物館や公開承認施設としての歩みや3分野を有する博物館として果たしてきた役割や機能及びその意義を再確認しつつ、今後の運営の在り方を取りまとめたものである。

なお、耐震改修については、史跡の現状変更や公開承認施設等に関する文化庁協議を踏まえながら、県の予算編成の過程において、その内容等を検討していくことになる。

この運営方針は、策定すればその目的が成就する一過性のものではなく、美術分野が移転した後の運営状況、県博に求められる役割や機能の変化、耐震改修以外の施設・設備に対する改修ニーズ、民間活力の導入検討での議論等も踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととしている。

その際、運営方針に掲げる理念等を実現していくためには、県博の活動に対する県民の理解が不可欠であり、地域社会に広くその意義が理解され、共感を得られるよう、地域の未来を担う人材の育成や県民との協働・連携、地域振興への貢献等について、県博により一層の努力が求められていることも強く意識して活動を展開していく必要がある。

1 県博の果たすべき役割

平成30年6月に策定された「鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）」で整理された県博の設置目的やその後の博物館運営協議会等における検討経過を踏まえて、果たすべき役割を次のとおりとする。

- (1) [収集・保存] 鳥取県の自然史と変化に富んだ先人の歩み（歴史、民俗、美術工芸）に関連する資料を収集・保存し、確実に後世に伝える。
- (2) [調査研究] 県民が、独自の自然史と先人の歩みに由来する鳥取県の個性や魅力を確認・強化しつつ、国内外の自然史や人間の歩みの多彩さに触れて知的探求の幅を広げ、より深化させていけるよう調査研究を行う。
- (3) [展示活動] 収集した資料や調査研究の成果を分かりやすく伝えることで、国内外の多彩な自然や人間の歴史への理解を促す。

- (4)〔学習支援〕年齢や言語、居住している地域に関わらず、等しく学びの機会を提供するとともに、学校教育と連携して子ども達の学びを支援する
- (5)〔地域連携〕独自の自然や人間の歴史に支えられ、多彩な学術文化に囲まれて心豊かに暮らせる地域を創り上げるのに貢献する。また、国内外から多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

2 取組の方向性

「鳥取県の『宝蔵』^{たからぐら}：鳥取県の過去を知り、ともに未来を考えていく博物館」を理念に掲げ、現在の場所においてこれまで果たしてきた資料の収集・保存を中心とした基本的な役割・機能を、今後もしっかりと果たすことで、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」となり、更には、まちづくりなどの地域の多様な分野に「も」貢献する。

＜取組内容＞

1〔収集・保存〕鳥取県の過去（自然史、歴史、民俗、美術工芸の資料）を、県民一人一人の財産として収集し、適切かつ安全な環境の下で、保存します。
2〔調査研究〕資料の調査研究を継続するとともに、館内外で円滑・適切な調査研究活動が展開できる機能や環境の整備に取り組みます。また、調査研究の成果については、積極的に県民に還元します。
3〔展示活動〕資料を専門分野ごとに詳しく、分かりやすく解説することはもとより、異なる分野が融合した博物館として、多面的な考察や視座を提供します。また、学芸員や研究者等との対話や交流を通じて、学びが深まるよう努めるとともに、資料は、いつでも誰でも活用できるようにし、県民の主体的な学びに貢献します。
4〔学習支援〕「ふるさとキャリア教育」の推進や「教育DX」への対応など、新たな社会的ニーズに確実に対応するとともに、博物館から離れた地域でも、学習の機会が提供できるよう努めます。
5〔地域連携〕資料の利活用により、鳥取県の新たな価値と魅力を見だし、国内外へ発信し、交流と発展を進めます。また、県民・地域との共同連携による「魅力ある県立博物館」となることで、文化観光やまちづくりなど、多様な地域の活力向上に貢献します。

＜県博が収集・保存する資料＞

- 【自然史】鳥取県に関連する自然界の歴史の証左となる岩石、化石、生物などの標本や写真などの資料
- 【歴史】鳥取県に関連する考古遺物（出土品、伝世品など）や中世から近代までの史資料（古文書、古典籍、公文書、図書、写真、映像など）
- 【民俗】鳥取県および周辺地域で伝承されてきた有形・無形の民俗事象（衣・食・住、農具・漁具・製紙用具、芸能、儀礼・信仰など）
- 【美術工芸】鳥取県に関連する歴史的または芸術的価値の高い作品（宗教美術、武器甲冑、刀剣など、ならびに鳥取藩ゆかりの絵師の作品や当時の美術工芸品、鳥取市ゆかりの民芸品や工芸品など）

《概念図》

鳥取県の過去を知り、ともに未来を考えていく博物館

たからぐら
鳥取県の「宝蔵」



■ たからぐら 「宝蔵」について

19世紀半ばの鳥取城内には貴重な美術品や歴史資料を管理保管するための「御宝蔵」という建物が実在していました。この蔵には、現在県外の機関が所蔵する「後三年合戦絵詞」（国重要文化財・東京国立博物館蔵）、「酒伝童子絵巻」（国重要文化財・サントリー美術館蔵）や、県立博物館に引き継がれている初代藩主池田光仲直筆の和歌などが収められており、博物館の前身ということもできます。この「御宝蔵」を理念の根幹に据えることで、県民の財産である資料をいつまでも保存し続けることを表明します。名称は現代にあわせて「宝蔵」とします。

「宝蔵」は単に資料を納めておくだけの蔵ではなく、収集した資料を適切、安全な環境の下で保存・管理し、国内外の研究者等だけでなく、誰もがいつでも活用できる新しいしくみを持った概念です。

3 必要な機能と具体的な取組

県博の取組の方向性を実行するために必要な機能と具体的な取組を整理すると以下のとおりである。

3-1 収集・保存

《機能》

1	鳥取県に関する自然史、歴史、民俗、美術工芸の資料を国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的・継続的に収集する機能
2	収集した資料に関する情報を適切に記録・管理し、国内外における調査研究等に、いつでも誰でも利活用できる機能
3	収集した資料を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害時に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、観覧や閲覧、利活用が容易に行える機能
4	美術館開館後も県博において保存・展示することとされている鳥取藩ゆかりの絵師作品や美術工芸品、吉田璋也に代表される民藝運動による工芸品等を所蔵する機能
5	保存中の資料について、保存の意義が消失した場合や他施設等において一層有効な活用が期待できる場合に移管等ができる機能

《具体的な取組》

(1) 鳥取県の自然史、歴史・民俗、美術工芸に関する資料の収集

- ・収集家の物故や高齢化、過疎化の進行等により、博物館で収蔵しなければ失われていく資料が急増している状況も踏まえ、鳥取県に関する自然史、歴史・民俗、美術工芸に関する資料を体系的に収集し、県民の共有財産として継続的に充実させていく。
- ・他方、増え続ける資料や収蔵庫狭隘化の課題があることも踏まえ、保存の意義が消失した場合や他施設等において一層有効な活用が期待できる場合に移管等ができる手法について検討する。

(2) 収集資料の保存と利活用

- ・収集した資料を適切、安全な環境の下で保存・管理するだけの「蔵」ではなく、国内外の研究者等をはじめとした誰もがいつでも「鳥取県の宝蔵」を利活用できる環境を整える。
 - (動物・昆虫、民俗等)
収蔵庫を常時開放し、調査や学習のできる環境で、学芸員や県民協力団体関係者等と対話や交流のできる環境。
 - (その他)
各資料の性質に即した環境の収蔵庫で、標本製作資料調査、閲覧及び学習のできる環境。
- ・鳥取藩ゆかりの絵師作品や美術工芸品、吉田璋也に代表される民藝運動による工芸品を引き続き保存・管理し、常設展示や企画展示において、継続的に展示する。
- ・時間の経過等により劣化、損耗した資料については、適切な方法で修復を施し、利活用可能な状態にするとともに、デジタルアーカイブ化するなどした上で、確実に後世に伝え引き継いでいく。
- ・鳥取藩政資料などの古文書の補修作業や、寄贈された資料の整理作業などを継続的に行っていく。

3-2 調査研究

《機能》

1	資料についての調査研究や、博物館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行える機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等できる機能
2	県博の収蔵資料を内外の研究者等に関わらず、誰でも容易に調査・利活用できる機能
3	調査研究の成果を取りまとめた紀要を発行するなど、調査研究の成果を県民等に還元する機能
4	県内各地に残る自然や歴史遺産、民俗行事等を、大学や民間の研究者など館外主体の参画・協力を得て調査研究し、新たな資料として収集・保存する機能

《具体的な取組》

(1) 収集資料の整理と研究

- ・保存した資料を活用できるよう、県民協力団体などの関係者の参画・協力を得て、整理と登録を優先的に行っていく。
- ・整理された資料はデジタルアーカイブ化し、誰でも、いつでも、どこからでも利活用できるようにする。
- ・資料の調査研究を促進するため、資料の高画質画像化、3Dスキャナ・3Dプリンタ等の技術導入によるレプリカ作製などを取り入れ、VR・ARなどの技術等も使った利活用を目指す。
- ・収蔵庫を常時開放し、調査や学習のできる環境で、学芸員や県民協力団体関係者等と対話や交流を行う。

(2) 目録・データベースの提供と『研究報告』の発行

- ・資料を目録・データベースとして提供し、また調査研究の成果を『研究報告』として定期的に発行する。このことで、成果を県民等に還元するとともに、国内外の研究者等の参画・協力を得やすくする。

3-3 展示活動

《機能》

1	鳥取県の自然史と先人の歩みなどについて、多面的な視点での分析や考察を可能とする博物館としての特長も意識しながら、詳しく伝えるとともに、過去からの流れをわかりやすく紹介する機能
2	国内外の貴重な資料を用いて世界や日本の多様な状況を伝えるとともに、鳥取県に関する最新の研究成果等を紹介する機能
3	鳥取城に関する資料を紹介し、鳥取藩の歴史を学ぶことができる機能
4	県東部でも県民等が継続的に美術系展覧会を観覧できる機能
5	研究者や愛好家はもちろん、様々な人々が博物館の展示活動に参画・協働することができる機能
6	年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親んでもらえる機能

《具体的な取組》

(1) 常設の展示活動空間

① 鳥取県の過去を知り、ともに考える展示活動空間

- ・鳥取県の自然史、歴史、民俗、美術工芸の重要な「資料」を紹介し、学芸員はじめ県民協力団体等の様々な関係者の協力を得て、その資料にまつわる様々な学びが行えるようにし、本県の過去を総合的に把握・理解してもらえるようにする。
- ・県民とともに作り上げることを心がけ、展示活動から議論が生まれる「学びの空間」となり、ここから鳥取県の新しい価値観が創り出されるようにする。
- ・増加する訪日外国人等のニーズに応えるため、多言語に対応した展示活動を行う。

② 鳥取県に関する分野別の展示空間

- ・学芸員はじめ研究者や県民協力団体等の様々な関係者の調査研究やその成果紹介などを行える活動空間で、アクティブな展示活動空間とする。
- ・期間限定のコーナーを設け、新収蔵コレクションや最新的话题を速報展示する。それらについては、研究者や愛好家はもちろん、様々な人々が参画・協働することができるようにする。
- ・鳥取城跡内の施設等と連携し、鳥取城、鳥取藩及び久松山周辺の歴史・文化についての展示を行い、史跡への理解が深まることで史跡価値の向上につなげる。
- ・収蔵庫を常時開放し、誰でもいつでも資料を見て学習できる活動空間とする。

(2) 企画展示

① 国内外の貴重な資料を観覧できる展覧会（年1回程度）

- ・世界や日本の多様な状況、今を生きる上で必要な知見や情報などを学ぶことができる機会を県民に提供する。
- ・引き続き、公開承認施設の承認を得て、国の重要文化財や国宝等の展示を行う。
- ・県民の鑑賞機会の充実のため、展覧会は2か月程度にわたり長期開催する。

② 鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展覧会（年1回程度）

- ・鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介し、本県のアイデンティティ強化に資する。

③ 県立美術館主催の美術系展覧会等の開催

- ・東部地域でも県民等が継続的に美術展覧会を観覧できる機会を確保する。

3-4 学習支援

《機能》

1	学習ニーズや学習内容に応じて最も適切な手法、設備等（インターネットを含む）を駆使し、効果的に学習・体験する機会を、県民に等しく提供する機能
2	学校教育における地域学習を、館内外で効果的に支援できる機能
3	年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する機能
4	学芸員等を学校や公民館等に派遣し、各地域の児童・生徒や一般住民を対象として、上記のようなプログラムを実施する機能
5	県博から離れた地域に対しては、上記のほか資料貸出しや出張展示等により博物館資料に触れる機会を提供する機能
6	幼稚園・保育園や学校の博物館利用を促進する機能

《具体的な取組》

(1) 鳥取県講座・講演会・展覧会・ワークショップ等の充実

- ・様々な使用形態に対応可能なスペースを設け、学校など大人数の団体や幅広い来館者を対象に、多様な学習ニーズに応える機会を提供する。

- ・年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する。
- ・資料の整理や調査、展示の準備などを紹介することも実施し、博物館活動への理解や関心を深め、積極的な参画を促す機会とする。

(2) アウトリーチ活動の充実

- ・博物館から離れた地域を重点に、公民館や学校等への学芸員派遣、テーマを設定した貸出し資料キットの作成、県内各地における出張展示などを行い、全ての県民に主体的な学習の機会を提供する。
- ・その際には、県内の他の博物館と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。

(3) 学校教育支援の充実

- ・「ふるさとキャリア教育」が目指すところである、児童生徒が鳥取県の自然や歴史等について体験的に学び、その価値や魅力について理解する中で「ふるさと鳥取」に誇りと愛着を持つことができるよう、展示や活動内容を充実する。
- ・学校教育における博物館利用を促進するため、社会科見学や遠足、授業等での児童生徒の来館時におけるサービスや活動内容を充実する。
- ・県内すべての児童生徒が発達段階に応じた博物館利用ができるよう、学校との事前・事後の打合せ等を通して、活動（学習）内容のねらいを互いに共有する。
- ・不登校児童生徒の社会的な自立に向けて、学校と連携しながら、博物館の見学等を通して知的好奇心や豊かな感性を育むとともに、人やものとのつながりが実感できるようにする。
- ・博物館の学習資源について周知する「教員のための博物館の日」の開催等を通して、教員が博物館に親しみを持つとともに学びの場であるという認識を深めるなど、博物館が行う学校教育支援についての普及啓発を充実する。

(4) ICTの活用、教育DX

- ・収蔵資料は「とっとりデジタルコレクション」で積極的にインターネット公開し、誰でも、いつでも、どこからでも利用できるように拡張する。
- ・障がいのある方や病気などで来館されることが難しい方々には、インターネットを使った展示解説、講座等ができる環境を整備し、どこからでも博物館を利用しただけのように内容充実を図っていく。
- ・博物館に来館、学校への学芸員派遣などの前後に、GIGAスクール構想により1人1台整備された端末を使用し、デジタル化された資料で学習することで学習効果が高められるように内容充実を図っていく。
- ・乳幼児から高齢者まで全世代を通じた学習での博物館資料の利用に繋がるように内容充実を図っていく。

3-5 地域連携

《機能》

- | | |
|---|--|
| 1 | 県民が自発的に学習するのを支援する機能と、必要に応じて博物館の資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能 |
| 2 | 博物館の収蔵資料を、他の博物館や資料館、大学等の研究機関、民間の研究者や愛好家などと協力・連携して調査研究し、その他様々な連携事業を推進する機能 |

3 県民の様々な活動成果を展示・発表する場の提供や県内博物館等への助言や巡回展示等による連携・交流を推進する機能

《具体的な取組》

(1) ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化

- ・資料の整理や登録、自然標本の同定、古文書の解読などをボランティアに支えてもらって着実に推進する。同時に、ボランティアたる県民に生涯学習の機会を提供し、博物館事業と県民活動との融合を図る。
(現在の活動例) 古文書解読ボランティア、県民協力団体制度(化石部、むし部等)

(2) 研究機関等との連携の推進

- ・大学等の研究機関や民間の研究者や愛好家などと協力・連携して調査研究を推進し、国内外の多種多様なシンポジウム、研究発表会等を開催し、多岐にわたる研究活動を展開する。

(3) 県民の活動成果の発表機会の提供

- ・企画展示室を県民の様々な活動成果等を展示・発表する場として積極的に提供する(貸館)。展示・発表の内容については、県展、市展をはじめとし、ジャンルを限定せず、県民の幅広い活動の成果発表等に活用できるようにする。

(4) 県内他館との連携

- ・県内に市町村や民間団体が設置している博物館(類似施設)に対し、収蔵資料の整理・保管や展示方法の改善について助言・指導を行ったり、共同で展示活動や講座を実施したりして、それらの施設との連携・交流を強化する。

(5) 地域への貢献

- ・「魅力ある博物館」としての活動を充実させ、地域の文化観光やまちづくり、福祉、産業、国際交流等の関係機関と連携し、地域の活力の向上に貢献する。

鳥取県立博物館が所蔵する国指定文化財等

令和6年7月1日現在

〈国指定文化財〉		
絹本着色楊柳観音像	重要文化財(絵画)	寄託
紙本金字法華経巻第二、第四	重要文化財(書籍)	寄託
子持勾玉	重要文化財(考古資料)	館蔵
三角縁神獸鏡	重要文化財(考古資料)	借用
鳥取県西伯郡会見町普段寺1号墳出土	重要文化財(考古資料)	借用
長瀬高浜遺跡出土埴輪	重要文化財(考古資料)	借用
オオサンショウウオ	特別天然記念物	館蔵
〈県指定文化財〉		
絹本着色愛染明王像	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色五大明王像	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色三宝荒神像	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色群鯉図	保護文化財(絵画)	館蔵
絹本着色釈迦十六善神像	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色東下り・耕作・草花図	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色東方朔図	保護文化財(絵画)	館蔵
絹本着色不動明王像二童子像	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色富士見西行図	保護文化財(絵画)	借用
絹本着色猛虎図	保護文化財(絵画)	館蔵
絹本着色両界曼荼羅図	保護文化財(絵画)	寄託
三十六歌仙額	保護文化財(絵画)	借用
紙本金地著色竹梅図・紙本着色草虫図 衝立	保護文化財(絵画)	寄託 ※
紙本墨画雲竜図	保護文化財(絵画)	館蔵
紙本墨画群鯉游泳図六曲屏風	保護文化財(絵画)	館蔵
池田恒興像(狩野尚信筆)	保護文化財(絵画)	館蔵
旧興国寺書院障壁画	保護文化財(絵画)	館蔵
絹本着色琴棋書画図	保護文化財(絵画)	館蔵
永田家文書	保護文化財(古文書)	借用
塩文書	保護文化財(古文書)	借用
吉川元春祈願状、寄進状	保護文化財(古文書)	寄託
宮本家文書	保護文化財(古文書)	館蔵
新興寺文書	保護文化財(古文書)	借用
浅津文書	保護文化財(古文書)	館蔵
相見家文書	保護文化財(古文書)	館蔵
伯耆国八橋郡上伊勢村方見神社神職池本家資料	保護文化財(古文書)	館蔵
名和神社文書	保護文化財(古文書)	借用
宋青磁香炉	保護文化財(工芸品)	借用 ※
太刀銘[表]信濃大掾藤原忠国玉纏太刀式の太刀拵	保護文化財(工芸品)	借用
太刀銘[表]信濃大掾藤原忠国第一太刀式の太刀拵	保護文化財(工芸品)	借用
太刀銘[表]信濃大掾藤原忠国鍔剣[飾太刀]拵	保護文化財(工芸品)	借用
太刀銘[表]伯耆国倉吉住人播磨大掾藤原正綱	保護文化財(工芸品)	借用
伝 亀井茲矩将来品	保護文化財(工芸品)	寄託
銅鑿口 伯州瀧山寺銘	保護文化財(工芸品)	館蔵
梵鐘	保護文化財(工芸品)	借用
擬宝珠	保護文化財(工芸品・考古資料)	借用 ※
麿阿代寺正平在銘鐘	保護文化財(工芸品・考古資料)	借用
桂見遺跡出土縄文時代遺物一括 一丸木舟	保護文化財(考古資料)	借用 ※
古郡家1号墳出土遺物一括	保護文化財(考古資料)	館蔵
子持勾玉	保護文化財(考古資料)	借用1、館蔵1
新興寺金峯山経塚出土遺物一括	保護文化財(考古資料)	借用
流水文銅鐸	保護文化財(考古資料)	館蔵
木造狛犬	保護文化財(彫刻)	借用 ※
木造蔵王権現立像	保護文化財(彫刻)	寄託
木造大日如来坐像金剛界胎蔵界	保護文化財(彫刻)	寄託
木造稻荷像	保護文化財(彫刻)	借用 ※
山陰における口承文芸の記録(童謡・民話等)	有形民俗文化財	館蔵
扇ノ山の火山弾	天然記念物(地質鉱物)	館蔵
ナウマンゾウ牙 温泉津沖日本海底産	天然記念物(地質鉱物)	館蔵
ナウマンゾウ牙 萩沖日本海底産	天然記念物(地質鉱物)	館蔵

(※印は鳥取県立美術館へ移管予定)

〈正基準標本(ホロタイプ)〉

※ある生物の新種の記載を行う際に、その生物を定義するための記述の拠り所となった標本のことで、世界にただ1点。「国際動物命名規約」「国際藻類・菌類・植物命名規約」等の国際的に唯一の規範で定められている。
※基準標本(タイプ)、特に正基準標本(ホロタイプ)は公開可能な状態で博物館や植物標本館(ハーバリウム)に保存され、細心の注意の元に保管されるべきである旨が勧告されている(ICBN13 勧告7A1)。

■植物化石

ホウキツガ *Tsuga hokiensis*
タツミトウゲサンザシ *Crataegus tatsumitogensis*
タナイザクラ *Prunus tanaii*
ホウキアズキナシ *Sorbus hokiensis*
ホウキエノキ *Celtis hokiensis*
ホウキシラキ *Sapium hokianum*
ロタラ属の一種 *Rotala hokiana*
ホンシュウカエデ *Acer honshuense*
フジオカカエデ *Acer huziokae*
トトリカエデ *Acer tottoriense*
ウエムラカエデ *Acer uemurae*
ホウキツツジ *Rhododendron hokiense*
ホウキナツツバキ *Stewartia hokiana*
ヘプタコディウム属の一種 *Heptacodium hokianum*
パトリニア属の一種 *Patrinia hokiana*
アラリア属の一種 *Aralia hokiana*

■昆虫化石

イナバムカシアブラゼミ *Graptopsaltria inaba*

■魚類化石

トトリビラメ *Paralichthys yamanai*
ミヤノシタシヤモ *Spirinchus akagii*
イナバケツギョ *Inabaperca taniurai*
トトリムカシギンポ *Tottoriblennius hiraoi*

■両生類

イズモサンショウウオ *Hynobius kunibiki* (液浸標本)
サクホクサンショウウオ *Hynobius sakuhokumontanus* (液浸標本)
ウシロヤマサンショウウオ *Hynobius ushiromontanus* (液浸標本)

※新種発表時に「正基準標本(ホロタイプ)」以外に、タイプ標本として指定された「従基準標本(パラタイプ)」は、約300点を収蔵している。